

# 花巻市自治会等活動保険制度のお知らせ

(令和7年4月1日時点)

## 自治会等活動保険制度とは

自治会やコミュニティ会議の地域活動は、地域主体のまちづくりに欠くことのできないものです。

しかし、こうした活動による損害を補償することで、自治会やコミュニティ会議が安心して活動することができるようにするため、市では、花巻市自治会等活動保険制度を導入しました。

※保険料の負担や事前の登録は不要です。

## 対象となる事故

自治会やコミュニティ会議の活動中の事故、施設・備品による事故

### 1 損害賠償責任事故

活動中の参加者、主催者の過失

・所有または管理する施設や備品の瑕疵  
・管理業務の過失

↓ ↓  
他人の身体や財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負う事故

### 2 傷害事故

活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故

↓  
補償の対象となる方が死亡または負傷した事故

◆「活動」とは、次のページの「対象となる活動」のことです。

## 対象となる活動

具体的には次の活動が補償の対象となります

| 活動の区分             | 活動内容と具体例                                                                   |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 運営に関する活動          | コミュニティ会議や自治会（町内会、自治公民館を含む）の運営を決定する会議、集金に関する活動<br>例 総会・役員会・専門部会等、自治会の集金活動   |
| 生活環境に関する活動        | 環境美化、自然保護、防犯、交通安全、保健衛生に関する活動<br>例 清掃活動、花壇の整備、資源回収・リサイクル活動、環境教育、保健衛生活動      |
| 自主防災に関する活動        | 訓練活動、普及・啓発に関する活動<br>例 防災訓練、防災研修会、防災講演会、関係者会議<br>ただし、救済活動は対象となりません。         |
| 社会福祉に関する活動        | 高齢者、障がい者、児童、ひとり親家庭等への支援に関する活動<br>例 自立生活の支援活動、子育て支援、ひとり親家庭の自立支援、社会福祉施設等への援護 |
| 児童・青少年健全育成に関する活動  | 健全育成のための活動<br>例 世代間交流事業、非行防止パトロール                                          |
| 生涯学習・スポーツ振興に関する活動 | 生涯学習、スポーツ、レクリエーション、芸術、伝統文化の継承に関する活動<br>例 運動会、文化祭、芸能発表会、講座、講習会              |
| 国際交流に関する活動        | 留学生・帰国者・外国人との交流・支援、難民・被災地への支援に関する活動<br>例 日本語勉強会、多文化共生サロン                   |
| その他地域社会に関する活動     | コミュニティ会議や自治会等の会員同士の交流を通じてより良い社会を目指す活動<br>例 夏祭り、ひな祭り                        |

ただし、次の要件をすべて満たすことが必要です。

- (1) 日本国内における活動
- (2) 報酬（実費弁償を除く）を得て行う活動でないこと  
※ 国や地方公共団体等から受託する草刈等の委託業務は対象  
となりません
- (3) 政治的活動、宗教的活動または営利活動を主たる目的とするもの  
でないこと
- (4) 自治会またはコミュニティ会議が、企画または立案し、総会、役  
員会等または会則に基づく手続きを経て決定された活動

◆ 事故が起きた場合、事業計画書、参加者名簿、会則など要件を満たすこ  
とを示す資料が必要になります。

◆ 補償の対象にならないものの例

| 1 損害賠償責任事故                  |  | 2 傷害事故                                                                                                 | 共通 |
|-----------------------------|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 補償の対象となる個人・団体または参加者の故意による事故 |  |                                                                                                        |    |
| 戦争、暴動等の政治的、社会的騒じょうによる事故     |  |                                                                                                        |    |
| 地震、洪水等の天災による事故              |  |                                                                                                        |    |
| 1 損害賠償責任事故                  |  | 2 傷害事故                                                                                                 |    |
| ・ 車両の運行、使用又は管理に起因する事故       |  | ・ 参加者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為による事故<br>・ 山岳登はん、スカイダイビング、グライダー搭乗、その他これらに類する危険な運動による事故<br>・ 参加者の疾病、脳疾患又は心神喪失による事故 |    |
| その他保険契約に定める事故               |  |                                                                                                        |    |

## 対象となる団体や個人

- ・自治会、コミュニティ会議
- ・補償の対象となる活動に参加した方で、
  - 自治会にあっては、その自治会に加入している方  
(自治会の非会員は対象になりませんし、A自治会の住民はB自治会の主催事業の事故は対象になりません。)
  - コミュニティ会議にあっては、そのコミュニティ会議の地区に住所を有する方  
(C地区コミュニティ会議の住民は、D地区コミュニティ会議の主催の事業の事故は対象になりません。)

◆この制度での「自治会」とは、住民同士の親睦また生活環境の改善等を目的に住民によって組織された自治会・町内会等をいい、年齢、性別または職業等の制限による一部の住民のために組織された団体を含みません。

◆事前の登録は必要ありませんが、市が支払う保険料を算定するために、自治会の世帯数や代表者の氏名・連絡先を確認します。

# 補償の内容

## 1 損害賠償責任事故

| 種 類                     | 限度額          |
|-------------------------|--------------|
| 身体賠償 他人の身体に傷害を与えたとき     | 1 事故につき 3 億円 |
| 財物賠償 他人の財物に損害（物損）を与えたとき |              |

## 2 傷害事故

| 種 類    | 支給事由                                                                 | 補償金の額<br>(1 名につき)           |
|--------|----------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 死亡補償   | 事故の日から 1 8 0 日以内に死亡                                                  | 3 0 0 万円                    |
| 後遺障害補償 | 事故の日から 1 8 0 日以内の後遺障害                                                | 後遺障害の程度により死亡補償の 4 ~ 1 0 0 % |
| 入院補償   | 生活機能又は業務機能に支障をきたしたため入院による治療(事故の日から 1 8 0 日を限度)                       | 1 日につき<br>3, 0 0 0 円        |
| 通院補償   | 生活機能又は業務機能に支障をきたしたため通院による治療(事故の日から 1 8 0 日以内に限り、対象となる通院日数は 9 0 日を限度) | 1 日につき<br>2, 0 0 0 円        |

※補償金のお支払いは、数カ月かかる場合があります。

## 事故発生時の手続き

- 1 事故が発生した場合、市役所に電話等で連絡してください。
- 2 市担当者が事故報告書を送付しますので、記載し、提出してください。  
要件を満たす資料（事業計画書、参加者名簿、会則など）が必要です。
- 3 市担当者が内容を確認します。
- 4 保険会社（代理店）から補償金の請求に必要な書類を送付しますので、  
記載し、保険会社（代理店）へ提出してください。

※「1 事故が発生した場合」は、次のことを連絡してください。

- ①事故発生の日時、場所
- ②事故の原因・状況・傷害・物損の程度
- ③団体名、代表者の氏名、住所、電話番号
- ④傷害にあった方（被害者）の氏名、住所

## 連絡先（花巻市役所）      市外局番 0198

平日 8：30 から 17：15 の間に連絡をお願いします。

|                                                             |                                                             |
|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 地域振興部      地域づくり課<br>24-2111(内線 262・265)<br>直通    41 - 3515 | 石鳥谷総合支所    地域振興課<br>45-2111(内線 204・214)<br>直通    41 - 3444  |
| 大迫総合支所    地域振興課<br>48-2111(内線 220・211)<br>直通    41 - 3121   | 東和総合支所      地域振興課<br>42-2111(内線 303・315)<br>直通    41 - 6514 |